

アイルランド

特許規則

1992年7月2日S.I.第179号

1992年8月1日施行

目次

序文

規則 1 引用

規則 2 施行

規則 3 解釈

規則 4 現行条文の廃止など

法第 II 部第 II 章に関する規則

規則 5 展示証明書

法第 II 部第 III 章に関する規則

規則 6 発明の同一性の証明

規則 7 発明者として掲載される権利

規則 8 特許付与の願書の様式

規則 9 発明の名称

規則 10 説明

規則 11 クレーム

規則 12 図面

規則 13 要約

規則 14 微生物に関する出願の要件

規則 15 願書に添付する書類の様式

規則 16 その後に提出する書類

規則 17 単一発明概念：容認されるクレーム

規則 18 遅れて提出された又は提出されない図面に関する所定の期間

規則 19 クレーム及び要約を提出する所定の期間

規則 20 分割出願の規定

規則 21 優先期間

規則 22 優先権の宣言及び優先権書類

規則 23 出願の公開

法第 II 部第 IV 章に関する規則

規則 24 調査の請求

規則 25 付随して生じる外国出願

規則 26 所定の国等

規則 27 法第 30 条に基づく証拠

規則 28 証拠に従う補正

規則 29 特許付与の手数料の納付期間

規則 30 特許付与の願書の補正

規則 31 説明、クレーム若しくは図面の補正

規則 32 特許証

- 規則 33 出願更新手数料
- 法第 II 部第 V 章に関する規則
- 規則 34 特許更新手数料
- 規則 35 回復の申請
- 規則 36 回復に対する異議申立
- 規則 37 回復の訴訟
- 規則 38 回復の条件
- 規則 39 特許明細書の訂正
- 規則 40 特許の放棄
- 法第 II 部第 VIII 章に関する規則
- 規則 41 長官による特許の取消
- 規則 42 取消手続の費用に関する裁定
- 規則 43 長官の発意による特許の取消
- 法第 III 部に関する規則
- 規則 44 短期特許付与の請求
- 規則 45 調査の請求
- 法第 IV 部に関する規則
- 規則 46 実施許諾用意が利用できる旨の登録申請
- 規則 47 ライセンスの条件を設定するための申請
- 規則 48 実施許諾用意の登録の取消
- 規則 49 取消に対する異議申立
- 規則 50 強制ライセンス等の申請
- 規則 51 長官による証拠の検討
- 規則 52 申請に対する異議申立
- 法第 VI 部に関する規則
- 規則 53 長官の命令に従う新規出願の提出
- 規則 54 特許の移転により使用を継続する申請
- 法第 VII 部に関する規則
- 規則 55 登録簿への登録
- 規則 56 登録簿の閲覧
- 規則 57 登録簿の名称その他の変更
- 規則 58 権限等の登録申請
- 規則 59 登録簿における利害関係の登録の取消
- 規則 60 更新手数料の納付に関する登録簿への登録
- 規則 61 登録簿の訂正
- 規則 62 長官の証明書の請求
- 規則 63 書類の謄本の請求
- 規則 64 情報の請求
- 規則 65 書類及び資料の公表の検査
- 規則 66 調査の請求
- 法第 VIII 部に関する規則

- 規則 67 審理の通知
- 規則 68 審理に立ち会う旨の申請及びその通知
- 規則 69 決定の通知
- 規則 70 費用の担保
- 規則 71 誓約の様式
- 規則 72 国外で行われた宣言が取り上げられるべき者
- 規則 73 それ自身を証明する宣言を行う職員の印章に関する通達
- 規則 74 証拠等を提出する時期
- 規則 75 裁判所に対する申請の通知
- 規則 76 裁判所の命令の通知
- 法第 IX 部に関する規則
- 規則 77 就業日及び時間
- 規則 78 除外する日
- 法第 X 部に関する規則
- 規則 79 特許代理人の認可
- 規則 80 特許代理人の承認
- 規則 81 特許代理人の居所
- 法第 XI 部に関する規則
- 規則 82 誤謬の訂正
- 法第 XII 部に関する規則
- 規則 83 欧州特許の明細書の翻訳文
- 規則 84 欧州出願のクレームの翻訳文
- 規則 85 補正した翻訳文の特許庁による公表
- 規則 86 欧州特許出願の変更
- 規則 87 特許庁への国際出願の提出
- 規則 88 情報の伝達
- 一般規定
- 規則 89 手数料
- 規則 90 様式
- 規則 91 書類の署名
- 規則 92 送達の住所
- 規則 93 特許代理人による代理
- 規則 94 書類の提出
- 規則 95 外国語の書類
- 規則 96 証拠，署名等を免除する権限
- 規則 97 補正の一般的権限
- 規則 98 期間を延長する一般的権限
- 規則 99 出願の回復
- 附則 I 手数料一覧
- 附則 II 様式
- 附則 III 廃止規則

序文

規則 1 引用

本規則は 1992 年特許規則として引用することができる。

規則 2 施行

本規則は特許法の施行を定める法第 1 条(2)に基づき所轄大臣が指示する日に施行する。

規則 3 解釈

本規則において、

(1) 「法」とは 1992 年特許法をいう。

「様式」とは附則 II に定める様式をいう。

(2) 本規則において、特段の指示がない場合において、条文に番号を引用するときは、本規則の当該番号を付した条文をいい、項を引用するときは、引用する条文の項をいう。

規則 4 現行条文の廃止など

(1) (2)に従い本規則附則 III に定める規則は本規則により廃止する。

(2) 前述の規則は法第 5 条及び法附則 1 により 1964 年特許法の規定を継続適用する事項に継続して適用される。

法第 11 部第 11 章に関する規則

規則 5 展示証明書

(1) 法第 12 条(1)(b)に従い否認された発明を構成する事項の開示を希望する特許出願人は、特許を出願した時に、書面で当該発明が国際博覧会で展示された旨を長官へ通知する。

(2) 出願人は、特許出願の日から 4 月以内に博覧会における産業財産を保護する責任がある当局が博覧会で発行し、当該博覧会で当該発明を実際に展示したことを述べる法第 12 条(1)(b)に述べる証明書を提出する。証明書には、博覧会の開会日及び発明を最初に開示した日が当該博覧会の開会日と一致しない場合は、最初に開示した日も記述する。証明書には前記の当局が正式に認証した発明の同一性を証明する書類を添付する。

法第 II 部第 III 章に関する規則

規則 6 発明の同一性の証明

(1) 規則 86(1)及び(2)の規定に従い，出願人が単独発明者でない場合又は出願人が共同発明者でない場合において，発明者を確認する法第 17 条(2)に基づく陳述書及び，第 17 条(2)(b)に基づき請求される場合の特許を付与すべき出願人の権利の由来は，優先日後又は優先権の主張が行われなるときは出願日後 16 月の期間内に様式 2 により行う。本様式の追加謄本は出願人でない各発明者のため提出する。

(2) (1)に述べる陳述書は，出願日に提出される場合は様式 1 により行われる。

(3) 法第 81 条に基づく分割出願若しくは新規出願が，(1)に述べた 16 月の期間後に出願される場合は，分割出願若しくは場合により新規の出願を現実に行った日に当該規定の要件を充足していなければならない。

規則 7 発明者として掲載される権利

(1) 次の主張を行う者による法第 17 条(1)又は(3)に従う長官への申請は，依拠する事実を完全に述べる陳述書 2 通を添付しなければならない。

(a) 当人が発明特許の出願を許可され又は公告された特許明細書に発明者若しくは共同発明者として掲載されるべきであったこと，又は

(b) 発明特許の出願を許可され又は公告された特許明細書に単独発明者若しくは共同発明者として掲載された者がその旨掲載されるべきでなかったこと

(2) 長官は，当該申請書及び陳述書の謄本 1 通を次の者に宛てて送付する。

(a) (法第 17 条の出願人自身以外で)特許出願人若しくは特許所有者として登録されている全ての者。

(b) 発明者若しくは共同発明者又はそのように信じられ法第 17 条(2)(a)に基づき提出した特許出願又は陳述書において確認された全ての者，及び

(c) 長官が(1)に基づく申請によりその利害関係に影響を及ぼすとみなされるその他全ての者

(3) 申請書及び陳述書の謄本 1 通を受領する者で当該申請に異議申立を希望する者は，受領から 3 月以内に，当該異議申立の理由を完全に記述した異議申立書 2 通を提出する。また，長官は，当該異議申立書の謄本 1 通を異議申立書の当事者以外で本条規則に述べる全ての者にそれぞれ送達する。

(4) 長官は，その後の手続に関して適切とみなす場合は指示を与えることができる。

規則 8 特許付与の願書の様式

法第 18 条に述べる特許付与の願書は様式 1 で行う。

規則 9 発明の名称

特許付与の願書に記載する発明の名称は，明細書の名称と同一である。

規則 10 説明

法第 18 条に従う特許出願の一部分を形成する明細書は，発明の名称(発明の名称は，簡潔で，かつ，発明が関係する事項を指示しなければならない。)から始め，クレーム及びもしあれば

図面によりこの順序で発明の説明を続ける。

規則 11 クレーム

- (1) 法第 21 条に従い特許出願には、出願の主題に関して単一クレームで主題を取り扱うことが不適切である場合は、同一分野(製品, 製法, 器具若しくは使用方法)に 2 若しくはそれ以上の独立クレームを含めることができる。
- (2) 発明の本質的特徴を述べるクレームは、当該発明を詳細に具体化するため 1 若しくは 2 以上のクレームにより補足することができる。
- (3) 数個のクレームがある場合は、アラビア数字で通し番号を付す。

規則 12 図面

(1) 法第 18 条に従い特許出願の一部分を構成する図面は、使用可能な表面積が 26.2cm × 17cm を越えない紙面の用紙を使用する。これらの用紙には使用可能な若しくは使用した紙面を囲む枠を含めてはならない。余白は少なくとも次の通りとする。

上部：2.5cm

左側：2.5cm

右側：1.5cm

下部：1.0cm

- (2) 図面は次に従い作成する。
 - (a) 図面は耐久性のある、黒色で十分に濃く深みのある統一のとれた太さの明確な境界線と筆使いで彩色を施さず作成する。
 - (b) 断面は、引用記号や導線が明確に読み取れるようハッチングで表示する。
 - (c) 図面の寸法及び図面作成の鮮明さとは、2/3 のサイズに一次元縮小をした写真複製で全ての細部を無理なく識別できるものでなければならない。例外として図面に縮尺を用いる場合は、当該縮尺は図解で表示する。
 - (d) 図面に記載する全ての数字、文字及び参照記号は単純かつ明確でなければならない。括弧、円形若しくは引用符は、数字や文字と共に使用してはならない。
 - (e) 図面の全ての線は、通常、製図器具の助けを借りて作成する。
 - (f) 同一図表の各要素は、図表を明解にするため割合の相違が不可欠でない限り、それぞれ比例サイズとする。
 - (g) 数字及び文字の高さは 0.32cm 以下であってはならない。図面に文字を記入する場合は、ラテン文字のアルファベットとし、慣習があれば、ギリシャ文字のアルファベットを使用する。
 - (h) 同一シートに数個の図表を含めることができる。2 枚若しくはそれ以上のシートに描かれた複数の図表が全体で 1 つの図表を構成することを意図する場合は、数シートに描かれた複数の図表は、全体の図表のどの部分も隠れることのないように組み立てられるよう配置しなければならない。異なる図表は余白を無駄にせず、他の図表と明確に分離し、縦長の位置で配置することが望ましい。図表が縦長の位置で配置できない場合は、紙面の左側に図表の上部がくるよう横向きに配置する。異なる図表は、ページ番号とは別にアラビア数字で通し番号を付す。
 - (i) 説明書及びクレームで引用しない参照記号は図面にも表示してはならない。逆の場合も

同じである。同一図表は、参照記号で表示する場合は、出願全体を通して同じ記号で表示する。

(j) 図面には本文を含めてはならない。ただし、「水」、「蒸気」、「開く」、「閉じる」、「AAの断面」など1個若しくは数個の単語など絶対的に不可欠な場合を除く。また、電気回路及び方式構成図若しくはフローシートの場合において、理解を得るために不可欠であるときは数個の短い見出し語を含める。

(3) フローシート及びダイアグラムは図面とみなされる。

規則 13 要約

(1) 法第 18 条に従い特許出願の部分を構成する要約は発明の名称で始める。

(2) 要約には明細書に含まれる事項の簡潔な要約を含める。当該要約は、発明が関係する技術分野を指示し、また、技術上の課題、発明により当該課題を解決する要点及び発明の主な使用方法を理解させる方法で起草する。要約は、適切であれば、明細書に含まれる化学式のうち当該発明を最も特徴づける化学式を含む。要約には、発明について主張する長所若しくは価値又は不確かな応用に関する陳述を含めてはならない。

(3) 要約は、150 語以上でないことが望ましい。

(4) 特許出願が図面を含む場合は、出願人は、要約が公開されるときに要約に添付すべきであると自己が考える図表、又は例外的に図面の複数の図表、を指示する。長官は、発明をよりよく特徴付けるとみなす場合は、1 つ若しくは複数の他の図表を公開することを決定することができる。要約で述べ図面で図解したそれぞれの主要な特徴は、括弧に入れられた参照記号で補足する。

(5) 要約は、特に特許出願それ自体の情報を求める必要性の有無を評価することができるよう特に特定の技術分野を検索するのに有効な書類を構成するよう起草する。

規則 14 微生物に関する出願の要件

(1) 発明を実施するため微生物の使用を必要とする特許出願若しくは特許の明細書で、

(a) 出願日に公衆の利用に供されていない場合、及び

(b) 技術の熟練者に当該発明を実施させる方法を明細書で説明することができない場合、微生物自体に関して、(2)に述べる関連する条件を充足する場合に限り、かかる方法で特許法の適用上当該発明を開示するよう取り扱う。

(2) (1)に述べる条件とは、

(a) 次に述べる条件をいう。

(i) 現実の出願日までに微生物の培養が寄託機関に寄託されている。及び

(ii) 寄託機関の名称、培養が寄託された日及び寄託番号が出願の明細書に記載されている。及び

(b) 法第 119 条及び第 122 条により、アイルランドを指定し、法に基づきそれぞれ特許若しくは特許出願として処理される欧州特許又は欧州特許出願の場合は、欧州特許条約の施行規則の関連規定に準じた旨の条件をいう。

また、(17)から(19)までを適用する場合は、出願人若しくは特許所有者がこれらの項に従い新しく寄託を行う旨の追加条件をいう。

(3) 分割出願の場合を除き、(2)(a)(ii)に定める情報が提出した特許出願に含まれていない

場合は、次のうち最も早い時に当該情報を出願に追加しなければならない。

(a) 優先日後 16 月終了前、又は優先権を請求しない場合はその出願日

(b) 出願人の請求により長官が法第 28 条(1)に定める期間終了までに出願を公開する場合は、当該請求の日前、又は

(c) 長官が、法第 88 条に基づき他人による未公開の出願に関する情報若しくは書類を検査する請求を受理した旨を出願人に通知する場合は、当該請求の通知を出願人に送付し受領された後 1 月の末日前

(4) (2)(a)(ii)に指示する情報を提供することは、培養((18)により、常時、利用可能として扱われる寄託を含む。)が、適時、寄託され、培養を利用可能とする者として及び寄託機関に有効な請求を行う者として長官の証明書が指名する者に分譲を許可する当該証明書を受領することにより培養を使用することができる寄託機関に対する出願人の無条件かつ取消不能の同意を構成する。

(5) (1)に述べる特許出願の明細書は、関係する微生物を寄託する国際協定に言及する。

(6) (13)から(16)までが効力を有する場合を除き、寄託機関が微生物のサンプルを使用させる者として長官が証明する旨の請求は、

(a) 特許出願の公開前に、法第 88 条に基づき申請した者に対して、及び

(b) 前記の時より後であれば、如何なる者に対しても、

様式 6 により行う。(この様式はブダペスト条約に基づく規則により定められた様式と共に 2 通を提出する。)当該請求は、所定の手数料を添える。

(7) 長官は、(6)に基づき提出された様式の謄本及び当該サンプルの分譲を許可する証明書の謄本を次へ送付する。

(a) 特許の出願人若しくは特許所有者

(b) 寄託機関、及び

(c) 当該請求を行う者

(8) (6)に基づく請求には、特許出願人若しくは特許所有者のため、次の当該請求が関係する者の側の誓約を含む。

(a) その他の者に培養又は寄託した培養から派生した培養を利用させない。及び

(b) 発明の主題に関する実験目的のため以外に培養又は寄託から派生した培養を使用しない。本項において、寄託した微生物の培養から派生する培養の言及は、発明の履行のため必須の寄託した培養の特徴を示す培養から派生した培養に対する言及である。

(9) 以後本項に定めるところに従い、(8)に述べる 2 つの誓約は、特許出願が取り下げられ、取り下げられたものとみなされ、又は最終的な拒絶の主題となる以前の期間中効力を有する。ただし、出願が回復される場合は、当該出願が回復される以前の期間を除く。ただし、出願により特許が付与された場合は、(a)の誓約も特許が有効である期間中及び法第 36 条(3)に述べる 6 月の期間中効力を有するものとし、また、(b)に定める誓約は、特許が付与された旨の通知が官報に公告された日以後失効する。

(10) アイルランドの国の事業のための培養に関して行われる法第 77 条に定める行為を可能にする目的で、(8)に指定する誓約は、

(a) 政府の大臣自身、又は当該大臣から書面により権限を付与されたその幹部、職員又は代理人若しくは本項の適用上当該大臣に代わり行為するその他の者からは請求されない。及び

(b) 既に当該誓約を与えられた者については効力がない。

(11) (8)に従い与えられる誓約は、出願人若しくは特許所有者と誓約者との間の契約による一部分修正という方法により変更することができる。

(12) (8)(a)に述べる誓約が有効な特許に関して、

(a) 法第 68 条に基づき特許に関してライセンスが有効になった旨の登録が行われる場合、又は

(b) 法第 70 条に基づき強制ライセンスが付与される場合、

当該誓約は、かかるライセンスに付与された効力に必要な範囲に対して効力がない。

(13) 法第 28 条に基づき特許出願の公開の準備が完了する前に、様式 7 で微生物のサンプルを専門家に限り利用させるべき旨の意図を出願人が長官へ通知する場合は、(14)から(16)までの規定が発効する。

(14) 次の者は、本条規則の適用上専門家として指名することができる。

(a) 自然人。ただし、微生物のサンプルの利用を希望する者が、(16)に基づき申請する場合で、当該指名された者が特許出願人の承認を得た旨の証拠を提出する場合である。又は

(b) 欧州特許庁長官により専門家として認められた自然人

(15) 長官は、

(a) (14)から(16)までの規定が効力を有する旨の通知を願書とともに公開する。及び

(b) (6)から(8)までにも拘らず、特許が付与され又は出願が取り下げられ、取り下げられたものとみなされ、又は最終的に拒絶された主題となるまで、(14)から(16)までに基づく以外にサンプルの分譲を許可する証明書を発行してはならない。

(16) (a) 微生物のサンプルの利用を希望する者(以下「請求人」という。)は、様式 8 で長官へ当該サンプルの利用を希望する者(以下「専門家」という。)を指名して請求する(当該請求書は、ブダペスト条約に基づく規則により定められた様式と共に 2 通を提出する)。請求人は、同時に、(8)に述べる条件で専門家による誓約書を提出するものとし、所定の手数料を納付する。

(b) 長官は、本項に基づき長官へ提出された様式の謄本 1 通及びサンプルの分譲を許可する証明書を次の者に宛てて送付する。

(i) 特許出願人

(ii) 関係する寄託機関

(iii) 請求人、及び

(iv) 専門家

(17) 本条規則に基づき培養の寄託若しくは新規の寄託が行われた寄託機関が、

(a) 出願人若しくは特許所有者に次のことを通知し、

(i) (6)又は(16)に従ってなされた請求に応じることができないこと、又は

(ii) 培養を利用する請求に合法的に応じることができないこと

(b) 一時的又は永久的に寄託機関の機能の実行を中止し、又は

(c) 如何なる理由にせよ、客観的かつ公平な方法で寄託機関としての活動を中止する場合は、(19)に従い、出願人若しくは特許所有者は、培養が利用可能なその他の寄託機関へ移転されない限り、微生物の培養の新規の寄託を行うことができる。

(18) (1)から(5)まで及び(17)及び(19)の適用上、寄託機関の機能の履行を中止する又は客観的かつ公平な方法でかかる機関としての活動を行うことを中止する寄託機関の通知を受領して 3 月以内に、出願人若しくは特許所有者が次の事項を行う場合は、当該寄託は、常時、利

用可能であるものとして扱われる。

(a) 寄託が未だ移転されていない場合において、新規の寄託を行う場合

(b) 新規の寄託が行われる寄託機関に、寄託された微生物の培養が最初に寄託された培養と同じである旨の宣言書を提出する場合、及び

(c) 移転した又は新規の寄託の受入番号、及び適切であれば寄託が行われた寄託機関の名称を指示するため、場合により、法第 32 条若しくは第 38 条に基づく明細書の補正を請求する場合

(19) (17)に述べる新規寄託は、

(a) 本項の次号に定める場合を除き、当初寄託したのと同じ寄託機関で行うものとし、又は

(b) (17)(a)(ii)、(b)及び(c)に述べる場合は、当該請求を充足し得るその他の寄託機関で行う。

(20) 本条規則において「ブダペスト条約」とは、1977 年ブダペストで締結された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関する条約をいう。

(21) 本条規則の適用上、「寄託機関」は、全て関連する時に、

(a) 微生物を受領し、受け入れ及び保管する機能を実行し、かつ、微生物のサンプルを提供し、及び

(b) 客観的かつ公平な方法でこれらの機能の実施に関連する業務を行う機関である。

規則 15 願書に添付する書類の様式

(1) 特許付与の願書以外の法第 18 条に基づく特許出願を構成する全ての書類(明細書、図面及び要約)は、2 通提出するものとし、英語とする。

(2) 特許出願を構成する書類は、謄本の数を制限することなく写真、静電加工、写真オフセット及びマイクロフィルム化による直接的複製ができるように提出される。用紙は全て亀裂、皺及び折り目があってはならない。特許付与の願書の場合を除き、用紙の 1 面のみを使用する。

(3) 全ての書類は、A4(29.7cm×21cm)を使用し、しなやかで強く、なめらかな白色で光沢なく耐久性がある。規則 12(2)(h)の規定及び本条規則(10)に従い、各用紙は、短い辺を上下にして(縦長の位置で)用いる。

(4) 特許出願を構成する各書類(特許付与の願書、明細書、図面及び要約)は、新しい用紙で始める。用紙は、容易にページをめくることができ、取り外したり、加えたりできる方法で綴じる。

(5) 規則 12(1)に従い、最低余白は次の通りである。

上部：2.0cm

左側：2.5cm

右側：2.0cm

下部：2.0cm

(6) 特許明細書の余白は、提出時には完全な空白でなければならない。

(7) 図面を除き、明細書の全てのページには、通し番号を付し、番号は、アラビア数字で用紙上部中央に付けるが上部余白に付してはならない。

(8) 図面の全てのページには、提出時に、別個のシリーズとして通し番号を付す。当該番号はアラビア数字で用紙上部中央に付すが上部余白に付してはならない。

(9) 各ページの説明及びクレームの行は 5 行ごとに番号を付すのが望ましい。左側に現れる番号は余白の右側に付すのが望ましい。

(10) 特許付与の願書，明細書及び要約はタイプ又は印刷とする。図式記号及び符号並びに化学式若しくは数学式に限り，必要とあれば手書又は線で描写することができる。タイプは 1.5 スペースとする。本文は文字とし，大文字は 0.21cm の高さより大きく，消えない黒インクとする。

(11) 特許付与の願書，説明，クレーム及び要約には図面を含めない。説明，クレーム及び要約には，化学式若しくは数学式を含めることができる。説明及び要約には表を含めることができる。クレームには，主題に表を利用することが望ましい場合は表を含めることができる。

(12) 測定単位は，現在の欧州共同体指令に従い国際単位で表わす。温度は摂氏で表わす。例外的に異なる単位を使用する場合は，これらの単位は国際単位の用語でも表わす。単位について国際単位制度に含まれないその他の物理量は，国際的慣行で認められた単位を使用する。一般に使用する数学式記号及び化学式記号は，一般に使用する記号，原子量及び分子式を採用する。一般に問題の分野で認められた専門用語，符号及び記号を使用すべきである。

(13) 専門用語及び符号は願書全体を通じて一貫していなければならない。

(14) 各用紙は，読みやすく，当然ながら抹消及び変更，重ね書き並びに行間書き込みがないものでなければならない。

(15) 説明若しくはクレームに公式を使用する場合は，図面と同じ方法で作成されるこれらの謄本は，長官の指示があるときに提出する。

規則 16 その後に提出する書類

(1) 規則 12 及び規則 15 の規定は特許出願を構成する書類を差し替える書類に適用する。

(2) (1)に述べる以外の全ての書類は，通常，タイプ又は印刷する。また，各ページの左側に約 2.5cm の余白を残し，規則 15(3)に従う。

(3) 他人に伝える又は 2 つ以上の特許出願若しくは特許に関する書類は，十分な数の謄本を提出する。

規則 17 単一発明概念：容認されるクレーム

法第 21 条は，1 つ及びそれと同様の特許出願には次を含めることができる旨を特に容認すると解釈する。

(a) 製品の独立クレームに加え，製品を製造するため特に採用した製法の独立クレーム，及び製品を使用するための独立クレーム，又は

(b) 製法の独立クレームに加え，製法を実施するため特に設計された装置若しくは手段についての独立クレーム，又は

(c) 製品の独立クレームに加え，製品を製造するため特に採用された製法についての独立クレーム及び当該製法を実施するため特別に設計された装置若しくは手段についての独立クレーム

規則 18 遅れて提出された又は提出されない図面に関する所定の期間

法第 23 条(3)及び(4)の適用上，所定の期間は，法第 23 条(1)により出願日として取り扱われる日より遅れて提出された又は場合により出願がなされなかった旨を特許庁が出願人に通知

を送達する日から起算し1月とする。

規則 19 クレーム及び要約を提出する所定の期間

(1) 法第 23 条(5)の適用上、クレーム及び要約を提出する所定の期間は、出願の日から 12 月とし、又は優先権を請求する場合は優先日から 12 月とする。

(2) (1)に定める 12 月の期間終了後に分割出願を提出する場合、又は法第 81 条に基づき新規の出願を行う場合は、当該規定の要件は、場合により、分割出願若しくは新規の出願を現実に出願した日に準じる。

規則 20 分割出願の規定

(1) 法第 24 条の趣旨の範囲内の分割出願は、次の場合に提出することができる。

(a) 元の出願が法第 29 条(4)、第 30 条(4)若しくは(5)又は第 32 条に基づき補正され、当該補正の 2 月以内に分割出願が提出される場合、及び

(b) (a)の範囲内でない場合は、元の出願の出願後何時でも

ただし、元の出願が拒絶され、取り下げられ、取り下げたものとみなされる後又は出願人が、当該出願が関係する発明に関し特許を付与するための手数料の納付を請求された後は分割出願を提出することはできない。

(2) 可能な場合は、元の出願及び分割出願の説明及び図面には、かかる各出願が個別に保護を求める事項のみを記述する。ただし、出願が、他の出願が保護を求める事項を説明することが必要である場合は、当該他の出願番号による引用を含める。

規則 21 優先期間

(1) 優先権を主張する期間は、先の出願日の翌日から始まり、法第 25 条(1)の適用上ここに 12 月と定められる。

(2) 先の出願の優先権を主張する出願が、(1)に述べる期間後に提出される場合は、優先権は次に述べる場合を除き失効する。

(a) 出願が最先の出願日から 14 月以内に出願され、所定の追加手数料が添えられた場合、及び

(b) 出願人が、相当な注意にも拘らず、(1)に述べる期間内に出願することができなかつた旨の証拠に長官が確信する場合

規則 22 優先権の宣言及び優先権書類

(1) 法第 26 条(1)に述べる先の出願に基づく優先権の宣言は、様式 1 で行うものとし、先の出願の日、出願が行われた国及びできれば出願番号を指示する。

(2) 法第 26 条(1)に述べる先の出願の謄本 1 通は、優先日後 16 月末までに提出する。ただし、この期間は、延長期間の終了前に所定の手数を添えて長官へ申請することにより、1 月を越えない期間延長することができる。謄本は、(先の出願を受領した当局により)先の出願の正確な謄本であることが証明されなければならないか又は長官が納得する旨を証明しなければならない。また、先の出願日を記述した当該当局が発行する証明書を添付する。

(3) 法第 26 条(1)に基づき先の出願について翻訳文が要求される場合は、当該翻訳文は優先日後 21 月以内に提出しなければならない。

(4) 先の出願が特許法若しくは 1964 年特許法に基づく出願であるか又は特許庁に提出されたアイルランドを指定する国際特許出願である場合は、出願人は、先の出願の謄本を提出する代わりに、(3)に述べる期限の終了前に、所定の手数料の納付と共に特許出願に当該謄本 1 通を含めることを長官へ請求することができる。

(5) 法第 81 条に基づく分割出願若しくは新規の出願が(2)に述べる 16 月の期間後に出願される場合は、(2)の要件は、分割出願若しくは場合により新規の出願を現実に行う日に充足されなければならない。また、(3)に述べる期間後にかかる出願が行われる場合は、以後の項の規定は同様に問題の現実の出願日に充足されなければならない。

(6) アイルランドを指定する欧州特許の出願の場合で法第 122 条により特許法に基づく特許出願として取り扱われる場合は、(1)から(4)までの要件は、欧州特許条約の施行規則第 38 規則(1)から(3)までの要件が充足された範囲内で達成されたものとして取り扱われる。

規則 23 出願の公開

(1) 法第 28 条に従い公開された出願には、提出された説明、クレーム、図面及び要約を含める。出願の公開について技術的準備が終了する前に規則 31 に従いクレームを補正した場合は、新規の若しくは補正されたクレームは、当初のクレームに加えて公開に含める。

(2) 公開する出願には、できれば法第 17 条(2)に述べる発明に関する陳述を含める。また、優先権を主張する場合は、法第 26 条(1)に述べる先の出願の謄本を含める。必要とする翻訳文を含むこれらの書類が出願と共に公開されない場合は、以後できる限り速やかに公開する。

(3) 長官は、出願の公開の技術的準備が完了したものとして取り扱う時期を決定することができる。

法第 II 部第 IV 章に関する規則

規則 24 調査の請求

(1) 法第 29 条(1)に基づき調査の引受を出願人が長官に請求する場合は、所定の手数料を添えるものとし、出願日から 21 月以内に提出するものとし、優先権が主張される場合は、優先日から 21 月以内とする。元の出願の出願日(又は場合により優先日)から 21 月の満了日若しくはそれ以降に分割出願が行われる場合は、長官への調査の引受の請求は、分割出願の実際の出願日に提出する。

(2) 当該調査を実施し、かつ所轄大臣が承認する当該目的のため行われる取決に従い調査報告書を作成する。

(3) 法第 29 条(2)の規定に基づき、出願人が、追加発明に関して調査を実施することを希望する場合は、出願人は、所定の手数料を添えて長官にその旨の請求書を提出する。当該請求書は、長官が出願人に対して最初の発明に係る調査報告書の謄本を発行した日から 1 月以内に提出する。

(4) 出願人は、出願を取り下げを希望する場合は、長官が調査報告書の謄本を出願人に発行する日から 2 月以内に長官に通知する。また、出願が取り下げられない場合は、長官は、当該報告書を公表する。

(5) 出願人は、当該出願が取り下げられない限り、長官が調査報告書の謄本を出願人に発行する日から 4 月以内に法第 29 条(4)の要件に従う。

規則 25 付随して生じる外国出願

法第 30 条(2)に基づき長官が請求する場合は、出願人は、当該請求から 6 月の期間以内に、もしあれば特許出願の主題である発明に対する保護の出願(条約若しくは協定に基づく出願を含む。)が行われた全ての外国に関する陳述書を、かかる出願に関連し行われた調査の結果を示す報告書の謄本 1 通とともに提出する。同一期間内に、出願人はまた、長官がその旨請求する場合は、かかる出願がなお審査中である、承認された、取り下げられた、又は取り下げたものとみなされる又は拒絶されたか否かについての陳述書を提出する。

規則 26 所定の国等

次の国、即ち、英国及びドイツ並びに欧州特許条約及び特許協力条約は、法第 30 条(1)に述べる陳述書の適用上ここに規定される。

規則 27 法第 30 条に基づく証拠

(1) 特許を請求する発明に関する法第 30 条(1)に述べる証拠は、次の何れかである。

(a) 欧州特許条約の規定に基づき特許出願が行われる場合は、公表された欧州特許出願及び関連する欧州調査報告書の謄本 1 通若しくは前述の発明に関して付与された欧州特許の公表した明細書の謄本 1 通、又は

(b) 特許出願が当該条約の規定に基づき行われた場合も、前述の発明に関する公開された国際出願及び関連する国際調査報告書の謄本 1 通、又は

(c) 特許出願を英国特許庁に出願する場合も、公開された特許の願書及び関連する調査報告書の謄本 1 通又は前述の発明に関して付与された特許の公告された明細書の謄本 1 通、又は

(d) 特許出願をドイツ特許庁に出願する場合も、公開された特許の願書及び関連する調査報

告書の謄本 1 通又は前述の発明に関して付与された特許の公表された明細書の謄本 1 通，又は

(e) かかる出願が欧州特許庁により実施される調査の主題である特許出願を国の特許庁(又は特許付与の資格を有するその他の機関)に出願する場合も，公表された特許出願及び欧州特許庁が作成する調査報告書の謄本 1 通

(2) 証拠の提出に際し，出願人は所定の手数料を納付する。

(3) 証拠提出の時期は，次の通りとする。

(a) (1)(a)に述べる証拠の場合は，明細書又は調査報告書の公表から 2 月以内

(b) (1)(b)に述べる証拠の場合は，調査報告書の公開から 2 月以内

(c) (1)(c)に述べる証拠の場合は，出願の公開又は出願人が調査報告書を受領して(何れか遅い方)から 2 月以内又は明細書の公開から 2 月以内

(d) (1)(d)に述べる証拠の場合は，調査報告書若しくは明細書の公開から 2 月以内

(e) (1)(e)に述べる証拠の場合は，調査報告書の公表から 2 月以内

ただし，出願が分割出願の場合において，出願が現実に出願された日の前に既に公開されたときは，証拠は実際に出願した日に提出する。

(4) 長官は，所定の手数料を添えて，かかる延長の申請が，何時でも当該申請が指定する延長の期間内に行われる場合は，(3)に定める期間の延長を許可することができる。

規則 28 証拠に従う補正

(1) 出願人は，自己が出願を取り下げを希望する場合は，長官が規則 27 に基づく証拠を受領する日から 2 月以内に長官に通知する。及び出願がこのように取り下げられない場合は，長官は当該証拠を公告する。

(2) 規則 27 に基づく証拠を出願人から受領した後，当該出願が取り下げられない限り，長官は，適切であれば法第 30 条(4)若しくは(5)の規定を当該通知の日から 4 月以内に適用する旨を出願人に通知する。

(3) 法第 29 条(4)若しくは第 30 条(4)及び(5)に基づく補正若しくは陳述書は正式に権限を付与された代理人により提出される。代理人は，出願に対する如何なる補正も必要とみなされない旨又は補正が必要とされる旨(補正の詳細を当該陳述書に添えなければならない。)の何れか適切な陳述書を提出する。

規則 29 特許付与の手数料の納付期間

特許付与のための手数料の納付に関する法第 31 条(3)に述べる期間は，前記手数料の納付を請求する日から 4 月とする。ただし，当該請求に指定された延長期間内の何時でも，所定の追加手数料を添えてかかる延長の請求を行う場合は，この期間は，更に 3 月の期間延長することができる。

規則 30 特許付与の願書の補正

特許付与の願書を補正する法第 32 条に基づく申請には，特許出願の番号及び日付並びに当該願書の補正を希望する理由を述べるものとし，赤インクで希望する補正を示す願書の原本の謄本 1 通及び所定の手数料を添える。長官は，必要とあれば当該補正を裏付ける証拠を請求することができる。

規則 31 説明，クレーム若しくは図面の補正

- (1) 法第 29 条及び第 30 条に基づき定められた補正を行う期間の前に，出願人は，法第 32 条に基づき，自己の意志により，説明，クレーム及び図面を 1 回補正することができる。
- (2) 法第 29 条及び第 30 条に基づき補正を行った後又はこれらの条の規定に従う補正が行われない場合に当該補正を行うことができたであろう期間が満了した後，出願人が自己の意志で希望する説明，クレーム若しくは図面に対する補正は，補正を許可するための申請書を提出し，長官の同意が得られた場合に限り行うことができる。
- (3) (1)及び(2)に基づく補正の請求には，補正を希望する理由を述べるものとし，場合により，希望する補正を赤インキで示す説明，クレーム若しくは図面の謄本 1 通及び所定の手数料を添える。
- (4) 長官が請求する場合は，出願人は，(1)及び(2)若しくは法第 29 条及び第 30 条に基づき補正された新規の明細書若しくは図面を提出する。また，かかる明細書若しくは図面は，規則 10，規則 11，規則 12 及び規則 15 に従い作成する。
- (5) 説明，クレーム若しくは図面は，(1)から(4)までに定める場合を除き，出願人がその意志で補正することができない。

規則 32 特許証

様式 3 による特許証は，特許付与に当たり出願人に発行される。

規則 33 出願更新手数料

- (1) 所定の出願更新手数料は，出願の日から 2 年の満了の後の審査中である出願の各年に関してその納付期限があるものとし，かかる年が始まる月の最終日又はその前に納付する。
- (2) 更新手数料納付の期限が到来する日の 4 月より前に納付された更新手数料は，無効とすることができる。
- (3) 更新手数料が法第 35 条及び本条規則の規定に従い納付された場合は，長官は，当該更新手数料が正式に納付された旨の証明書を発行する。
- (4) 分割出願が元の出願の日から 2 年目又はそれ以降の年の終了後に出願される場合は，(かかる出願は元の出願が行われた日に出願されたものとみなし，これに基づいて)当該 2 年目若しくはそれ以降の年に納付すべき更新手数料は，当該分割出願が行われた時に納付する。

法第 II 部第 V 章に関する規則

規則 34 特許更新手数料

- (1) 特許更新手数料は、特許出願の日の第 3 年目から所定の手数料とともに毎年納付を開始する。
- (2) 各年の所定の手数料は、当該年度が始まる月の最終日若しくはそれ以前に納付する。ただし、特許証が、第 2 年度若しくはこれ以降の年の終了後に発行されることを条件とする。かかる年度に関して納付期限が到来した更新手数料(かかる年の前条規則に基づき納付した金額を差し引く。)は、当該特許証の発行された日から 3 月以内に何時でも納付することができる。ただし、アイルランドを指定する欧州特許の場合は、更新手数料は、特許を付与した旨の記述が欧州特許公報に公告され、かかる公告の 2 月以内に更新手数料の納付期限が到来し、当該 2 月以内にこれが納付される場合は、以降の各年度に限り更新手数料を支払う。
- (3) 更新手数料は、納付期限が到来する日から 4 月を越える前に納付される場合は無効とすることができる。様式 4 は、正式に記入される場合は、更新手数料の納付とともに提出する。
- (4) 前項の条件に正しく従う場合は、長官は、所定の更新手数料の納付が正式に行われた旨の証明書を発行する。
- (5) (1)及び(2)に従う更新手数料の納付の期間が満了する場合において、前述の規定に基づき納付期限の最終日後 6 週間以内に未だ更新手数料が納付されていない場合は、長官は、特許所有者に当該納付が遅延していること及びその結果未納である旨を通知する。
- (6) (5)に基づく通知は、規則 92 に従い知らされた住所に宛てて送達する。

規則 35 回復の申請

- (1) 法第 37 条に基づく特許の回復若しくは失効した特許出願の回復に関する申請は、次の事項を記述する。
 - (a) 回復を申請する申請人の名称及び住所及び特許若しくは問題の出願の番号
 - (b) 納付すべき更新手数料の金額
 - (c) 当該更新手数料が納付される日
 - (d) 手数料の納付の不履行をもたらす事情また、所定の更新手数料及び(d)に述べる事情に関して作成された記述を証明する証拠を添える。
- (2) 証拠を考慮するに当たり、長官が法第 37 条に基づく命令に対して一応の事情が立証されることに納得しない場合は、長官は、申請人に通知するものとし、1 月以内に申請人が当該事項について審理を要求しない限り、長官は当該申請を拒絶する。
- (3) 申請人が許可された期間内に審理を請求する場合は、長官は、申請人に審理する機会を提供した後、当該申請を公告するか拒絶するかを決定する。

規則 36 回復に対する異議申立

- (1) 法第 37 条(4)に基づく申請の公告の 2 月以内に何時でも、如何なる者もこれに対して異議申立の通知を出すことができる。
- (2) かかる通知は、2 通送付するものとし、次の事項を述べる。
 - (a) 異議申立人の名称及び住所
 - (b) 関連する特許若しくは出願の番号

(c) 回復に異議を申し立てる理由

また、所定の手数料及び異議申立人が依拠する事実を完全に述べる陳述書 2 通を添える。

(3) 異議申立の通知が与えられた場合は、長官は、異議申立人に申請書の謄本 1 通に証拠を添えて送達する。

(4) 異議申立人の当該通知及び陳述書の謄本 1 通は、長官から申請人へ送達される。

(5) 申請人が当該回復の申請を継続することを希望する場合は、かかる謄本を受領した後 3 月以内に、かかる異議申立に反対する理由を完全に述べた反対陳述書 2 通を提出する。また、長官は、反対陳述書の謄本 1 通を異議申立人に送達する。

(6) 長官は、その後の手続に関して適切と思う指示を与えることができる。

規則 37 回復の訴訟

長官は、自己が特許若しくは特許出願の回復を決定する場合は、申請人に通知するものとし、法第 37 条(6)に基づき、所定の追加手数料とともに未納付の更新手数料を納付するよう請求する。

規則 38 回復の条件

(1) 特許若しくは特許出願が失効した日と回復申請の日との間に、特許若しくは出願の権利侵害を構成する行為を善意に開始する者を保護するため、かかる行為が実施中であり又は善意で当該行為の実際上のかつ相当な準備がなされる場合は、特許若しくは特許出願を回復する長官の各命令は、法第 37 条(7)(b)の適用上、ひとたび当該命令が有効となるときは、如何なる当該者も次に述べる権利を有するという条件に従う。

(a) 行為を継続する又は場合により自身で当該行為を行う権利、及び

(b) 事業の過程で当該行為が行われた又は当該行為を行う準備がなされた場合は、当該行為が行われた又は当該行為を行う準備をした過程にある事業の部分を取得する者へ当該権利を譲渡する又は当該者の死亡により若しくは法人の場合は解散により当該権利を移転する権利、又は差し当たりパートナーが当該事業において当該行為を行うことを許可する権利。また、本項により当該行為を行うことは、関連する特許又は特許出願の侵害とならない。

(2) (1)に述べる権利には、前記の行為を行う者にライセンスを与える権利は含まない。

(3) (1)により与えられた権利の行使において何人かから他の者へ製品が譲渡される場合は、当該他の者及びこの者を通じて請求する如何なるその他の者も、登録された特許所有者のみにより譲渡された如く、同じ方法で製品を取り扱う権利を与えられる。

規則 39 特許明細書の訂正

(1) 特許所有者による法第 38 条(1)に基づく特許明細書を訂正する許可を得るための申請は、所定の手数料及び赤インクで希望する訂正を示す明細書の謄本 1 通を添付するものとし、当該申請及び提出された訂正そのものを、特許公報で及びもしあれば長官が指示するその他の方法で公告する。

(2) 法第 38 条(1)又は(2)に基づき公告された法第 38 条(5)に従う訂正に異議を申し立てることを希望する者は、当該公告の日から 3 月以内に長官へその旨通知する。

(3) かかる通知は、2 通とし次の事項を述べる。

(a) 異議申立人の名称及び住所

(b) 問題の明細書の番号

(c) 当該訂正に異議を申し立てる理由の詳細

また、所定の手数料及び異議申立人が準拠する事実及びこの者が求める救済を完全に述べる陳述書 2 通を添付する。通知及び陳述書の謄本 1 通は、長官から申請人へ送達する。

(4) 特許所有者は、当該異議申立に反対することを希望する場合は、かかる謄本の受領後 3 月以内に、異議申立に反対する理由を完全に述べる反対陳述書 2 通を提出する。また、長官は、異議申立人に対して反対陳述書の謄本 1 通を送達する。

(5) 長官は、その後の手続に関して適切と考える指示を与えることができる。

(6) 明細書を訂正する許可が与えられる場合は、申請人は、長官が請求し及び長官により定められた期間内に、規則 10、規則 11、規則 12 及び規則 15 に従い作成される訂正された新規の明細書を提出する。

規則 40 特許の放棄

(1) 法第 39 条に基づき特許を放棄する申出の長官への通知は、次の事項を述べる。

(a) 特許所有者の名称及び住所

(b) 問題の特許番号

(c) 申出を行う特許所有者の理由

また、裁判所において権利侵害の訴訟若しくは特許取消の訴訟手続が係属中でない旨の宣言書を添える。

(2) 長官は、当該申出を特許公報に公告する。

(3) 当該公告から 3 月以内に如何なる者も何時でも長官に異議申立の通知を与えることができる。当該通知は謄本 2 通とし、次の事項を記載する。

(a) 異議申立人の名称及び住所

(b) 問題の特許番号

(c) 特許の放棄に反対する異議申立人の理由

また、異議申立人が準拠する事実及び本人が求める救済を完全に述べる陳述書 2 通及び所定の手数料を添える。

(4) 長官は、当該通知及び当該陳述書の謄本 1 通を特許所有者に送達する。

(5) 特許所有者は、特許の放棄を継続することを希望する場合は、かかる通知を受領してから 3 月以内に、当該異議申立を拒絶する理由を完全に述べた反対陳述書 2 通を提出する。また、長官は、当該反対陳述書の謄本 1 通を異議申立人へ送付する。

(6) 長官は、適切と考えるその後の手続に関して指示を与えることができる。

法第 II 部第 VIII 章に関する規則

規則 41 長官による特許の取消

(1) 法第 57 条に基づく特許取消の長官に対する申立書は、2 通とし、取消の理由、申立人が準拠する事実、及び申立人が求める救済手段を完全に述べる陳述書 2 通及び所定の手数料を添える。申立人が当該申立を証拠立てる書類は、当該申立書とともに 2 通提出する。

(2) 長官は、当該申立書の謄本 1 通及び陳述書及びこれを支持する書類を特許所有者に送付する。

(3) 特許所有者は、当該申立と争うことを希望する場合は、かかる謄本を受領して 3 月以内に、当該申立を争う理由を完全に記述した反対陳述書 2 通を提出する。また、長官は、当該反対陳述書の謄本 1 通を申立人に送付する。

(4) 申立人は、当該反対陳述書の謄本を受領して 3 月以内に自身の立場を支持する証拠を提出することができる。また、証拠の謄本 1 通を特許所有者に送付する。

(5) 申立人の証拠の謄本を受領して 3 月以内又は申立人が証拠を提出しない場合は、かかる証拠を提出する期間が満了してから 3 月以内に、特許所有者は自身の立場を支持する証拠を提出することができる。また、当該証拠の謄本 1 通を申立人に送付する。また、特許所有者の証拠の謄本を受領してから 3 月以内に、申立人は、これに応える事項に厳密に限定した追加の証拠を更に提出することができる。また、当該証拠の謄本 1 通を特許所有者に送付する。

(6) 長官の許可若しくは指示がある場合を除き、何れの当事者も追加の証拠を提出することはできない。

(7) 長官は、その後の手続に関して適切と考える指示を与えることができる。

規則 42 取消手続の費用に関する裁定

法第 57 条に基づき長官が処理する手続において、特許所有者が法第 39 条に基づき特許の放棄を申し出る場合は、長官は、当該取消の申立人に対して費用を負担させるべきか否かの決定において、申立人が申請する前に特許所有者に適切な通知を与えた場合は、手続が回避されたか否かを判断する。

規則 43 長官の発意による特許の取消

法第 60 条(1)若しくは(2)に従い特許を取り消すべきことが長官にとって明らかである場合は、特許所有者は、その旨通知されるものとし、かかる通知から 3 月の期間内に当該特許の意見書を作成し当該明細書を訂正する機会を与えられる。

法第 III 部に関する規則

規則 44 短期特許付与の請求

短期特許の付与の請求は、様式 1 により行う。

規則 45 調査の請求

(1) 法第 66 条(1)(a)又は(6)に基づく長官に対する請求は、法第 29 条の適用上、規則 24 に基づき所定の手数料を添える。

(2) 法第 66 条(6)の適用上、次につき長官の確信を証明する者は、

(i) 発明すなわち短期特許の主題が新規ではなく又は明らかに進歩性を欠いていることを疑う理由があること、及び

(ii) 当該者の合法的な事業上の利害関係のため、全ての事情において、調査報告書を作成することが妥当であると思われること

長官へ作成すべき調査報告書を作成させることを請求することができる。当該請求は、これを作成する者の利害関係の性質を完全に述べる。長官は、必要とあれば追加の情報を請求することができる。

法第 IV 部に関する規則

規則 46 実施許諾用意が利用できる旨の登録申請

実施許諾用意が利用できる旨の法第 68 条(1)に基づき登録簿へ登録する申請は、申請人が特許に基づくライセンスの付与を契約により排除しないことを証明する証拠及び所定の手数料を添える。

規則 47 ライセンスの条件を設定するための申請

(1) ライセンスの条件を設定するための法第 68 条(2)に基づく申請は 2 通作成するものとし、次の事項を述べる。

(a) 申請人の名称及び住所

(b) 問題の特許の特許番号

(c) 申請人が特許所有者であるか否かに拘らず、現存する実施権者又はライセンスを請求する者

(d) 実施許諾用意と現存するライセンスを交換する命令が請求されているか否か

また、申請人が準拠する事実及び申請人が容認し又は付与される用意があるライセンスの条件を十分に記述した陳述書 2 通に所定の手数料を添える。

(2) 長官は、申請書及び陳述書の謄本 1 通を特許所有者若しくはライセンスを請求する者に送達する。また、この者が(場合により)陳述書に述べる条件に同意しない場合は、当該謄本を受領して 3 月以内に、異議申立の理由を完全に記述する反対陳述書 2 通を提出する。また、長官は、その謄本 1 通を申請人へ送達する。

(3) 長官は、適切と考える場合は、その後の手続に関する指示を与える。

規則 48 実施許諾用意の登録の取消

(1) 法第 69 条(1)に基づく登録の取消の申請は、申請人の名称及び住所及び問題の特許の番号を記載するものとし、次を添付する。

(a) 特許に基づく現存するライセンスが存在しないこと又は全ての実施権者が当該申請に同意する旨の宣言書

(b) 前記の宣言書を証明する証拠

(c) 所定の申請手数料及び当該登録が行われなかった場合に納付されていたであろう全ての更新手数料の残高

(2) 法第 69 条(2)に基づく登録取消の申請は、関連の登録を行った後 3 月以内に行うものとし、申請人の名称及び住所及び当該登録が申請人の利害関係のある契約に反して行われる及び行われた旨を述べるものとし、申請人の利害関係の性質及び出願人が準拠する事実を完全に述べる陳述書 2 通及び所定の手数料を添える。

規則 49 取消に対する異議申立

(1) 法第 69 条(1)若しくは(2)に基づく各申請は、特許公報に公告する。また、法第 69 条(5)に基づき登録取消に対する異議申立の通知が与えられる期間は、当該公告後 3 月とする。

(2) 異議申立の通知は、2 通与えられ、異議申立人の名称及び住所並びに問題の特許の特許番号を記載し、異議申立人(特許所有者でない場合)の利害関係の性質及びその準拠する事実を完全に述べた陳述書 2 通及び所定の手数料を添える。

(3) 当該通知及び陳述書の謄本 1 通は，長官から登録の取消を申し立てる申請人に送達されるものとし，以後，長官は，適切と考える場合はその後の手続に関する指示を与えることができる。

(4) 法第 69 条(3)に従い長官が登録を取り消す場合は，特許所有者は，当該登録の取消から 2 月以内に，当該登録が行われなかった場合に納付されていたであろう全ての更新手数料の残高に等しい金額を納付する。

規則 50 強制ライセンス等の申請

法第 70 条(1)若しくは第 72 条(1)に基づく強制ライセンス若しくは登録簿への登録の申請書には次の事項を記述する。

(a) 申請人の名称及び住所

(b) 問題の特許の特許番号

(c) 当該申請がライセンスに対するものか又は登録簿への登録であるか否か

(d) 申請人の利害関係の性質，申請人が準拠する事実及び申請を行う理由
また，申請書の記述を証明する証拠及び所定の手数料を添える。

規則 51 長官による証拠の検討

(1) 規則 50 に基づき提出された証拠を斟酌するにあたり，長官が一応の証明がある事件を理解して命令を行うためには不満足である場合は，申請人にこの旨通知する。当該事項につき申請人が 1 月以内に審理を請求しない限り，長官は当該申請を拒絶する。

(2) 申請人が許可された期間内に審理を請求する場合は，長官は，申請人に審理の機会を与えた後，当該申請を公告するよう処理するか又は拒絶するかを決定する。

(3) 申請が公告される前に，長官は，関連する特許所有者及び当該特許に利害関係を有し登録簿に記載されているその他の者に申請書の謄本を送付するよう申請人に指示する。

規則 52 申請に対する異議申立

(1) 法第 73 条(3)に基づく異議申立の通知を与える期間は，法第 73 条(2)に基づき申請の公告が行われた後 3 月とする。

(2) 当該異議申立の通知には次の事項を記載する。

(a) 異議申立人の名称及び住所

(b) 問題の特許の番号

(c) 異議申立人の利害関係の性質及び申請に異議を申し立てる理由
また，当該通知の陳述を証明する証拠及び所定の手数料を添える。

(3) 長官は，申請人に法第 73 条に基づく当該異議申立を通知し，以後，適切と考えるその後の手続を指示することができる。

法第 VI 部に関する規則

規則 53 長官の命令に従う新規出願の提出

長官が法第 81 条(4)に基づき新規の出願を行うことができる旨命令する場合において、当該新規出願は、上訴が提起されないときは、当該命令による上訴の期間が終了する日から、又は上訴が提起されたときは、当該上訴が最終的に処理された日から計算し 3 月以内に、出願することができる。

規則 54 特許の移転により使用を継続する申請

法第 82 条(1)に述べる命令が行われる場合において、発明の実施を継続するための又は場合により発明を実施するための非排他的ライセンスの付与についての法第 82 条(2)に基づく申請は、前の特許所有者が行う場合は長官により当該命令を行う旨通知された 2 月以内、実施権者の場合は 4 月以内に、実施する。

法第 VII 部に関する規則

規則 55 登録簿への登録

(1) 法第 28 条に基づく出願の公開に基づき，長官は，法第 84 条(1)に従い登録簿に次の事項を登録させる。

- (a) 出願人の名称，住所及び国籍
- (b) 出願人が発明者と信じる者の名称及び住所
- (c) 発明の名称
- (d) 当該発明の出願日及び出願番号
- (e) 法第 26 条に基づき優先権を主張する出願の場合は，先の出願の日，出願を行った国及び出願番号
- (f) 出願を公開する日
- (g) 出願人の通知送達の住所

(2) 長官はまた，次の事項も登録簿に登録させる。

- (a) 出願が拒絶され，取り下げられ，取り下げられたものとみなされ又は失効した日
- (b) 特許付与の通知が法第 34 条(1)に基づき公告された日
- (c) (1)(a)に従い行われた登録と異なる場合は，特許が付与された者の名称，住所及び国籍
- (d) (1)(g)に従い行われた登録と異なる場合は，通知送達のための住所
- (e) 規則 58(1)に基づく出願の名称

(3) 長官は，必要とみなすその他の詳細事項を登録簿に何時でも登録することができる。

(4) 登録簿若しくは登録又は登録簿における登録の複製は，法第 84 条(3)に指示する様式で行われ保存することができる。

規則 56 登録簿の閲覧

登録簿若しくは登録又は登録簿における登録の複製は，法第 84 条(2)の適用上，所定の手数料の納付により，特許庁の就業日で就業時間中に毎日，公衆の閲覧に供する。

規則 57 登録簿の名称その他の変更

(1) 登録簿の名称，国籍若しくは通知送達の住所を変更する請求書には，次の事項を記載する。

- (a) 請求を行う者の名称及び住所
- (b) 問題の特許又は公開された出願の番号
- (c) 希望する変更の詳細

また，所定の手数料及び変更が名称若しくは国籍に関係する場合は，変更に関する証拠を添える。

(2) 長官が当該請求を許可することに納得する場合は，これに従い変更を登録させることができる。

規則 58 権限等の登録申請

(1) 特許出願が請求人の名称又は請求人と出願人若しくはその他出願人の各人との名称で手続を進める旨の法第 85 条(8)に基づく権原若しくは利害関係又は請求の登録のための法第 85 条(1)若しくは(2)に基づく申請は，長官が他に指示しない限り，その権原若しくは利害関係

が登録簿に登録される者の請求が準拠する又は場合により法第 85 条(8)に基づく請求が準拠する書類の認証謄本及び所定の手数料を添える。

(2) (1)に述べる者が、本来、その権原、利害関係若しくは権利に関する証拠を提供することができる書類若しくは法律文書に基づき権限を付与される請求をしない場合は、この者は、長官が他に指示をしない限り、当該申請若しくは請求と共に、その申請若しくは請求が依拠する事実の完全な詳細を説明する事情を述べる。かかる事情は誓約により証明される。

規則 59 登録簿における利害関係の登録の取消

(1) 所定の手数料を添えた法第 85 条(4)に基づく申請に基づき、長官は、事実を確信するときは、登録簿における利害関係の登録を取り消すことができる。

(2) 長官は、当該申請が行われる事情に関して適切と考えるような証拠を請求することができる。また、前記の利害関係を有する者の当該利害関係を保護するのに適切と考えるような手段を取ることができる。

規則 60 更新手数料の納付に関する登録簿への登録

特許出願若しくは特許を有効に継続させることに関する所定の更新手数料の納付は、登録簿に登録する。

規則 61 登録簿の訂正

(1) 登録簿の訂正に関する法第 86 条(7)に基づく長官への申請には次の事項を記述する。

- (a) 申請人の名称及び住所
- (b) 問題の特許番号若しくは特許出願番号
- (c) 申請が行われた登録簿の訂正に関する正確な内容

また、申請人の利害関係の性質及び依拠する事実を完全に述べる陳述書及び所定の手数料を添える。

(2) 申請書及び陳述書の謄本 1 通は、登録簿その他から当該申請に利害関係があることが長官にとって明らかである各人に送付する。

(3) 長官によるかかる通知の日から 3 月以内に何時でも、当該利害関係ある者は、申請に対する異議申立について長官へ通知することができる。当該通知は、異議申立人の利害関係の性質及びこの者が依拠する事実を完全に述べる。

(4) 以後、長官は、その後の手続について適切と思う指示を与えることができる。

規則 62 長官の証明書の請求

法第 87 条(1)に述べる長官の証明書の請求書には、次の事項を述べる。

- (a) 請求を行う者の名称及び住所
 - (b) 長官が証明を請求される登録、事項若しくは事件の詳細
 - (c) 書類の謄本を証明書に添付するか否か、及び添付する場合は、書類の詳細
- また、所定の手数料を添える。

規則 63 書類の謄本の請求

法第 87 条(2)に述べる謄本若しくは抄本の請求書は、次を記述する。

- (a) 請求を行う者の名称及び住所
- (b) 謄本若しくは抄本が請求される書類の詳細事項
また、所定の手数料を添える。

規則 64 情報の請求

- (1) 特許若しくは特許出願に関する情報のための法第 88 条(1)に基づく請求は、次の事項に関して行うことができる。
 - (a) 規則 23(2)に述べる書類若しくは特許の明細書が公開された時について
 - (b) 法第 29 条に基づき作成された調査報告書が公表された時について
 - (c) 法第 30 条(1)に基づき提出された証拠の様式について
 - (d) 長官により特許出願が取り下げられ、取り下げられたものとみなされ、拒絶され又は失効した時について
 - (e) 特許が有効であるか否かについて
 - (f) 特許が失効した時について
 - (g) 特許回復の申請が提出された時について
 - (h) 申請、請求若しくは訴訟の主題である事項が特定される場合は、申請若しくは請求が行われた時又は登録簿の登録に記載された訴訟若しくは特許公報における公告について
- (2) 長官は、請求に基づき、次の事項に関する情報を提供することができる。
 - (a) 意匠の登録
 - (b) 商標の登録若しくは商標登録の申請の受理
 - (3) かかる請求は、1 つの項目の情報に限定するものとし、所定の手数料の納付を伴う。

規則 65 書類及び資料の公表の検査

- (1) 特許出願を公開した日の後、長官は、法第 88 条(1)に従い、請求に基づき及び所定の手数料の納付に従い、出願に関して又は出願によって付与された特許に関して、特許庁において検査するため特許庁における書類の提出又は保存を許可する。本規定は、書類を提出し又は送付する者からの請求の結果、長官が指示し、秘密として取り扱う書類、又は特許庁に検査のため送付し、その結果、差出人へ返還する書類には適用しない。
- (2) 次の書誌的情報は、法第 88 条(3)(b)の適用上規定される。
 - (a) 特許出願の番号
 - (b) 特許出願日及び先の出願の優先権を請求する場合は、先の出願の日付、国及び番号
 - (c) 出願人の名称
 - (d) 特許付与の願書に記載された発明の名称

規則 66 調査の請求

- (1) (6)に従い、実施される調査のための法第 89 条に基づく請求書には、次の事項を記載する。
 - (a) 請求を行う者の名称及び住所
 - (b) 調査の実施を請求する(2)に列挙する書類
 - (c) 調査が新規性のみに関するものであるか又は新規性及び進歩性に関するものであるか
 - (d) 可能であれば、当該調査を限定するための国際特許分類のサブクラス若しくはグループ

単位

当該請求には所定の手数料を添える。

(2) (6)に従い、調査は次の資料により行うことができる。

(a) 特許法に基づき公開された特許出願。

(b) 前の法律に基づき公衆の閲覧に供する特許出願及びこれらの法律に基づき公開された完全明細書。

(c) (1)に基づく請求日前 30 年以内に英国特許庁により公開された特許出願及び完全明細書で、双方とも当該特許庁へ提出した出願の結果の例証

(d) 英語の欧州特許出願若しくは英語の要約が利用できる公表された欧州特許出願

(e) 英語の特許協力条約に基づく国際出願若しくは英語の要約が利用できる公開された当該国際出願

(3) (1)に基づく請求は、調査の実施を可能にするため請求の主題である製品、製法若しくは装置に関する(適切であれば図面を含む)十分に完全な詳細な説明書を添える。

(4) (1)に基づく請求を受理した場合は、長官は、請求を行う者に、調査の実施に関して必要とする手数料の額を知らせる。長官はまた、請求を行う者に、当該請求書に添付された説明が調査を実施するためには不適切であるとみなされる場合は、この旨も通知する。

(5) (4)に述べる手数料及び適切であれば、修正された説明が(4)に基づく通知から 2 月以内に提出されない場合は、当該請求は取り下げられたものとみなす。請求書に添付された手数料は返還されない。

(6) (1)に基づく請求は、特許公報において当該目的のため指示した日に先立ち行うことができない。長官は、適時、特許公報の告知により、調査を実施する(2)に列挙する資料に関して有効な制限事項を指示することができる。

法第 VIII 部に関する規則

規則 67 審理の通知

(1) 長官は、特許法、本規則若しくはその他の法律により自己に与えられる自由裁量の権限を自己が処理する手続の当事者に対して不利に履行する前に、審理を行う通知を当該当事者に与える。

(2) 特許出願若しくは特許に関して当事者間の審理が法第 28 条に基づく出願の公開後に行われる場合は、当該審理は、長官が当事者と協議の上、他に指示しない限り、公開される。

規則 68 審理に立ち会う旨の申請及びその通知

(1) 本規則により他に定める場合を除き、長官による審理を申請する場合は、規則 67(1)に基づく長官による通知の日から 10 日以内に行う。当該申請には所定の手数料を添える。

(2) 審理の申請の受理に基づき、長官は、当該手続の相手方当事者に通知するものとし、また、当該当事者が出席及び審理を希望する場合は、当該通知から 10 日以内に長官に通知するものとし、所定の手数料を納付する。当事者が 10 日以内の通知に同意しない限り、長官は、関係する当事者に、審理の時期につき 10 日以降に通知する。

(3) 本条規則に従い指定された審理に出席することを怠る当事者は、審理を希望しないものとして取り扱うことができる。また、長官は、これに従い訴訟を行うことができる。

(4) 当事者間の手続において、何れの当事者も、当該手続において未だ言及していなかった書類を当該審理において引用することを意図する場合は、相手方当事者及び長官に、少なくとも 10 日以内にその意図を、引用を意図する各書類の詳細と共に通知する。

規則 69 決定の通知

(1) 自由裁量の権限を行使しての長官の決定は、関係する当事者に通知する。

(2) 当該決定の理由を述べた陳述書は、当該決定を通知した日から 1 月以内に審理をする申請が所定の手数料を添えて当事者により長官に行われる場合に提出する。

(3) 両当事者のみに関係する手続に従い、理由を述べる陳述書を当事者の 1 方に提出する場合は、長官は、各相手方当事者に当該陳述書の謄本 1 通を提供する。

規則 70 費用の担保

法第 91 条(2)の適用上、所定の他国とは、欧州経済共同体のその他の加盟国である。

規則 71 誓約の様式

特許法若しくは本規則により請求される又はこれらに基づく手続において使用される又は長官が処理する手続に関連するその他の法律により請求される誓約は、それが関係する事項に見出しを付し、第 1 人称で記載し、通し番号を付した項に分ける。また、各項は、可能な限り 1 つの主題に限る。各誓約は、説明を記述し、当該誓約を作成した者の真実の住所を記載するものとし、規則 16(2)の規定に従い作成する。

規則 72 国外で行われた宣言が取り上げられるべき者

特許法若しくは本規則により請求される、又はこれらに基づく手続において使用される、又は長官が処理する手続に関連するその他の法律により請求される宣言が、アイルランド外で

作成及び署名される場合は，領事官職員，公証人若しくは裁判官又は行政官に対して作成及び署名される。

規則 73 それ自身を証明する宣言を行う職員の印章に関する通達

添付し，宣言が自己に対して作成及び署名された証拠において前条規則により宣言を採用する権限を付与された者の印章を捺印し又はその者の署名をしたことを意味している書類は，当該宣言を採用する者若しくはその当局の印章，署名，正式文字の真正性を証明することなく，長官が承認することができる。

規則 74 証拠等を提出する時期

長官は，取り扱う手続の如何なる段階でも，長官が請求する書類，情報若しくは証拠は，長官が定める期間内に提出する。

規則 75 裁判所に対する申請の通知

特許法に基づく又は法律により長官又は特許庁の職能であるその他の業務に関する裁判所に対する各申請は，長官に宛てて送達する。

規則 76 裁判所の命令の通知

特許法に基づく又は法律により長官又は特許庁の職能であるその他の業務に関する如何なる事項においても裁判所が命令を発令した場合は，かかる命令がその者の要求を入れてなされた者，又は 1 人以上の者であるなら長官が指示する者は，直ちに特許庁にかかる命令の正式謄本 1 通を残す。長官は，これに基づき，登録簿に必要な変更若しくは訂正を行い，又は登録簿において命令の意図を登録し，又は当該命令を有効にするために必要なその他の変更を行い又は許可し又は手続をとる。

法第 IX 部に関する規則

規則 77 就業日及び時間

- (1) 特許庁は、特許法に基づく若しくは毎月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日の午前 9 時 45 分から午後 4 時 15 分までの間及びその他、適時、本条規則に基づき通知する日及び時間に長官が責任を有する管理に関するその他の法律に基づく公共の業務による取扱いのため就業するものとし、そのほかは就業しない。
- (2) (1)の規定に拘らず、特許庁は次に述べる時には就業しない。
- (a) 国民の祝祭日又は、適時、本条規則に基づき通知する日
- (b) 適時、通知する日の通知された時間
- (3) 本条規則に基づく通知は、特許庁の目につく場所に掲示する。

規則 78 除外する日

特許庁において何らかの行為若しくは事柄を行うため、特許法により若しくは本規則により定められた最終日が、特許庁が就業していない日(特許法及び本規則の適用上除外される日である。)に該当するときは何時でも、特許庁は、これらの日が 2 日若しくはそれ以上継続する場合は、除外される日の翌日で除外されない最初の日にかかる行為若しくは事柄を行うことを合法とする。

法第 X 部に関する規則

規則 79 特許代理人の認可

(1) 長官が他に許可しない限り，法第 105 条(1)に従い特許代理人の認可は，様式 5 により行う。出願人が特許付与の願書に署名する場合は，規定する様式 1 による以外に，出願人は認可を請求してはならない。

(2) 規則 80 に従い，

(a) 長官に関する全ての業務は，(1)に従い認可された特許代理人が行うことができる。

(b) 特許法若しくは本規則に基づき提出された各通知，申請書若しくはその他の書類は，当該通知，申請書若しくは書類が提出された後，3 月以内に(1)に従い認可された特許代理人が署名することができる。

(3) (1)に従い認可された特許代理人に宛てて送達された書類若しくは伝達は，特許代理人を指名した者に宛てて送達されたものとみなす。

規則 80 特許代理人の承認

(1) 長官は，法第 109 条(2)に従い，特許代理人としての承認を拒絶し又は特許法若しくは本規則に基づく業務に関して次の者からの追加の伝達を受理することができる。

(a) 特許法の規定に基づき登録された特許代理人の登録簿から特許代理人の名称を削除し，かつ，以後回復されていない者

(b) 指定された期間中，登録簿の名称が有効でない者

(c) 1954 年及び 1960 年事務弁護士法に基づき維持された事務弁護士の登録を削除され，かつ，以後回復されていない弁護士，又は

(d) 所轄大臣により違反の宣告を受け又は違法行為で有罪となっていることが判明した者で，特許代理人の登録簿に登録されている個人の場合は，当該登録簿から自己の名称を抹消されることを免れない者

(2) (1)に基づき長官が承認を拒絶した者が継続して取締役，管理者若しくはパートナーである場合は，法第 109 条(3)に従い，長官は，特許代理人としての承認を拒絶し又は特許法若しくは本規則に基づく業務に関する会社若しくは企業からの追加の伝達を受理を拒絶することができる。

規則 81 特許代理人の居所

法第 107 条(1)(a)の適用上規定されるその他の国とは，欧州共同体のその他の加盟国である。

法第 XI 部に関する規則

規則 82 誤謬の訂正

法第 110 条に基づく誤謬又は錯誤の訂正の申請には、次の事項を述べる。

- (a) 申請人の名称及び住所並びに問題の特許若しくは特許出願におけるこの者の権利
- (b) 特許若しくは特許出願の番号及び日付
- (c) 訂正すべき文書を確認するための十分な詳細と共に希望する訂正の正確な詳細
また、所定の手数料を添える。

法第 XII 部に関する規則

規則 83 欧州特許の明細書の翻訳文

(1) 法第 119 条(6)の適用上規定される期間は、明細書の公告の日から 6 月とする。また、法第 119 条(6)(b)に述べる訂正された明細書の場合は、当該訂正を実施してから 6 月とする。

(2) 場合により明細書若しくは訂正された明細書は、所定の手数料が(1)に指定する期間内に納付されない限り、提出されたものとみなさない。

規則 84 欧州出願のクレームの翻訳文

法第 120 条(6)に基づき特許庁においてアイルランドを指定する欧州特許出願のクレームの翻訳文を提出する場合は、所定の手数料を納付する。

規則 85 補正した翻訳文の特許庁による公表

法第 121 条(3)に述べる補正した翻訳文の特許庁へ提出して 1 月以内に、前述の翻訳文の特許庁により公表されることを希望する場合は、所定の手数料を納付する。

規則 86 欧州特許出願の変更

(1) 法第 122 条(2)(b)(i)に述べる請求は、欧州出願の謄本 1 通が欧州特許条約第 136 条(2)に従い送付される国を指定するものとし、また、かかる請求を行う期間は、出願が欧州特許庁により当該欧州特許が取り下げられたものとみなされた旨通知される日から 3 月とする。当該請求には、欧州特許により発行された通知及び所定の手数料を添える。かかる場合に、出願人は、法第 122 条(2)(a)に従い出願手数料を納付するものとし、必要とあれば、出願の翻訳文 2 通を長官が当該請求を受理する日から 2 月の期間以内に提出する。出願人はまた、この期間内に法第 17 条(2)の要件を満たす。

(2) 法第 122 条(2)(b)(ii)を適用する場合において、請求が長官へ送られる期間は、優先日から計算して 20 月、優先権が主張されない場合は欧州特許出願の日から 20 月とする。当該請求を受理した場合は、長官は、出願人にその旨通知するものとし、かつ、出願手数料を納付するものとし、また、必要な場合は、出願人は、出願の翻訳文 2 通を当該通知の日から計算して 2 月の期間内に提出する。出願人はまた、この期間内に法第 17 条(2)の要件を満たさなければならない。

規則 87 特許庁への国際出願の提出

(1) 特許庁が条約に基づく合法的な受理官庁である場合は、国際出願は、英語で 3 通、所定の移行手数料を添えて提出する。

(2) 提出された国際出願の謄本が 3 通未滿の場合は、出願人は、全部で 3 通とするのに必要な数の出願の謄本を特許庁が作成するための所定の料金を指令に応じて特許庁へ納付する。

(3) 条約に基づく規則第 15.1 規則に述べる基本手数料及び指定手数料は、アイルランドの通貨により、及び前記規則第 15.2 規則(b)の規定に従い定められた金額で特許庁へ納付する。当該手数料は、当該規則第 15.4 規則に定める期間内に納付する。

(4) 前記規則第 16.1 規則に述べる調査手数料の納付は、当該規定に定める期間内にアイルランドの通貨で前記規則第 16.1 規則(b)の規定に従い定められた金額を特許庁へ納付する。

(5) (3)及び(4)の規定に従うことを怠る場合は、当該規則第 16 規則の 2 の規定を適用する。

(6) 受理官庁としての特許庁へ提出した国際出願及びその補正の認証謄本のための前記規則第 20.9 規則に基づく申請は、所定の手数料を添える。

規則 88 情報の伝達

長官は、法第 131 条に従い、欧州特許庁若しくは欧州特許条約の締約国である国の正当な権限を有する当局に、法第 88 条及び規則 64 及び規則 65 に従い開示された又は法第 28 条及び規則 23 に基づき公開された書類に含まれる、又は登録簿に含まれる特許庁のファイルに存在する情報の伝達を許可することができる。

一般規定

規則 89 手数料

- (1) 特許法及び本規則の規定に関連して納付する手数料は、法附則 1 又は本規則の随所に定める手数料とする。(2)若しくは(3)に定める場合を除き、手数料の納付は、アイルランドで営業する銀行が振り出す商工大臣に納付される小切手で「& Co.」を線引きし、長官の納得を保証するものによりなされ、申請若しくは関係する事項と共に特許庁へ提出する。
- (2) 手数料を納付する日にアイルランド外に居る者が納付する手数料は、商工大臣へ納付される銀行の小切手若しくは郵便局の送金為替で「& Co.」を線引きし、郵送で特許庁へ送達する。
- (3) 50 ポンドを越えない手数料は、特許庁に現金で納付することができる。
- (4) 適切に納付された手数料の全部若しくは一部分を免除する請求は、書面により行う。かかる請求に関する長官の決定に対しては如何なる不服申立も成立しない。
- (5) 手数料はアイルランドの通貨で納付する。

規則 90 様式

本規則に述べる様式は、附則 11 に定める様式である。

規則 91 書類の署名

- (1) パートナーシップを代理して署名されることを意図する書類は、完全に全てのパートナーの名称を含むものとし、かつ、全てのパートナーにより又はパートナーシップを代理して署名する権限を付与されたパートナー又は書類に署名する権限を付与された旨長官を確信させるその他の者により署名される。
- (2) 法人を代理して署名されることを意図する書類は、法人の(もしあれば)取締役若しくは(もしあれば)秘書役又は書類に署名する権限を付与された旨長官を確信させるその他の者により署名される。
- (3) 法人格のない団体(パートナーシップでない。)を代理して署名されることを意図する書類は、正式に書類に署名する権限を付与された旨長官を確信させる者が署名することができる。

規則 92 送達の住所

- (1) 特許法若しくは本規則に基づく手続に関係する各人及び特許(アイルランドを指定する欧州特許を含む。)の各特許所有者は、アイルランドにおける通知送達の住所を長官へ伝達するものとし、当該住所は、特許法及び本規則の全ての適用上、かかる者の実際の住所として扱うことができる。かかる者若しくは特許所有者の住所に宛てて送られた書簡は、適切に宛てて送られたものとみなされる。
- (2) 本条規則の適用上、関係する何人若しくは特許所有者が、通知送達の住所が特許代理人の登録簿に登録された特許代理人の住所である旨を希望する場合は、長官は、「当座、特許代理人の登録簿に登録された者の住所に宛てて」の文言が付記されている登録された特許代理人の名称からなる送達のための住所を承認することができる。

規則 93 特許代理人による代理

(1) 特許法若しくは本規則に基づく手続に関係し、アイルランドの居住者でない又はアイルランドに事業の主たる住所を有していない者は何れも、正式に権限を付与された特許代理人が代理するものとし、長官若しくは特許庁への全ての手続において当該特許代理人を通じて行為する。

(2) 各特許出願人は、法第 29 条(4)若しくは法第 30 条(4)又は(5)の規定に基づく陳述書若しくは補正書を提出する目的で、正式に権限を付与された特許代理人により代理される。

規則 94 書類の提出

(1) 特許出願若しくは特許法に基づき付与された特許の明細書以外の書類が、特許法若しくは本規則により請求される参照事項、通知、陳述書、反対陳述書若しくは証拠において特許庁に提出するため又は長官へ送付するため引用される場合は、当該書類の謄本は、(2)に従い最初に引用される参照事項、通知、陳述書、反対陳述書若しくは証拠を提出するのと同じ期間内に、次の部数で特許庁へ提出する。

(a) そのように引用する書類を 2 通提出し又は送付しなければならない場合、又は原本を添える場合は 2 通、及び

(b) その他の場合は 1 通。ただし、特許法若しくは本規則により証拠を何人にも直接送付することが要求される場合は、当該証拠において引用する書類の謄本 1 通も、直接この者に送付する。

(2) 長官は、規則 27 に述べる証拠の方式で引用する又は規則 25 に述べる報告書における通知に提示する書類の謄本 1 通を請求することができる。当該謄本は、請求の通知から 2 月以内に提出する。

規則 95 外国語の書類

(1) 特許法若しくは本規則に基づく手続に関連して外国語による書類を提出する場合は、他に定めがない限り、長官の納得を証明する当該書類の翻訳文を添える。書類が特許出願の一部である又は一部分を構成する場合は、特許庁は、かかる翻訳文を欠く場合は、長官の指示がない限り、当該書類に関して如何なる追加の行為も行ってはならない。

(2) 当該書類の謄本 1 通以上の提出を請求する場合は、これに相当する数の翻訳文の謄本を添える。

(3) 法第 30 条(1)に基づき提出する証拠若しくは規則 94(2)に従い提出する書類が外国語である場合は、長官の納得を証明する当該証拠の若しくは当該書類の翻訳文は、当該翻訳文の提出を請求する時から 2 月以内に提出する。

(4) アイルランドを指定し、その明細書がフランス語若しくはドイツ語で公告された欧州特許に関して長官へ手続が行われる場合において、これらの手続を行う当事者は、翻訳文が法第 119 条(6)に基づき未だ提出されていない限り、原本に相応するものとして長官の納得を証明する特許明細書の翻訳文を特許庁へ提出する。

(5) かかる手続の過程で、アイルランドを指定する欧州特許の明細書の補正について許可が与えられる場合は、長官の納得を証明する特許明細書を公告した言語による補正書の翻訳文を長官へ提出する。

(6) 長官は、自身の意見で不正確な翻訳文の承認を拒絶することができる。また、これに基

づき前述のごとく証明された適切な数の他の翻訳文の謄本と一緒に提出する。

規則 96 証拠，署名等を免除する権限

本規則に基づき何人かが行為し又は書類に署名し又は自己のため又は法人を代理して宣言することを請求される場合，又は書類若しくは(規則 27 に基づく証拠以外の)証拠の作成を請求され又はこれを長官若しくは特許庁に提出することを請求される場合で，合理的な理由から，かかる者が当該行為又は事項を行い又は当該書類に署名し又は当該宣言を行うことが不可能であること，又は当該書類若しくは証拠が前述のように作成できない又は提出できないことを長官が確信する程度まで示される場合は，長官が当該証拠の作成に当たり及び適切と思われる条件に従いかかる行為若しくは事項，署名，宣言，書類若しくは証拠を免除することは，合法的である。

規則 97 補正の一般的権限

特許法により特別規定が定められていない補正のための書類は，補正することができる。また，長官の意見により何人の利害関係も害することなく事前に除去できる手続における誤りは，かかる条件及び方法を長官が適切と考える場合は，訂正することができる。ただし，規則 98 に基づく期限若しくは期間を延長する長官の権限を害することなく，かつ，かかる誤りの全部又は一部分が，特許庁の側の誤謬，不履行若しくは懈怠に起因する場合を除いて，長官は，特許法若しくは本規則に定める期間を変更する指示を与えてはならない。

規則 98 期間を延長する一般的権限

(1) (5)に従い，(3)に定める規則において規定される期限若しくは期間以外，行為を行い又はこれに基づき手続を取るための本規則に定める期限若しくは期間は，所定の手数料を添えて長官に請求を行うことにより，長官が適切と考える場合は，長官が指示する条件に基づき当事者に通知し，長官により延長することができる。また，かかる延長は，当該行為又は手続を行う期限若しくは期間が既に満了したにも拘らず，付与することができる。

(2) 長官は，当該請求が問題の行為又は手続を行う所定の期限若しくは期間の満了後 1 月以上経過して行われる場合は，(1)に基づく延長を許可してはならない。

(3) (1)に述べる規則とは，規則 6，規則 14(3)，規則 14(18)，規則 18，規則 19，規則 21，規則 22，規則 24(1)，規則 24(4)，規則 28(1)，規則 29，規則 33，規則 34，規則 39(2)，規則 40(3)，規則 48(2)，規則 49(1)，規則 52(1)及び規則 86 である。

(4) 紛争中の当事者が本規則に基づき証拠を提出できる期間が，相手方当事者が本規則に基づき証拠を提出できる期間の満了後に始まる場合，及び当該相手方当事者が追加証拠の提出を希望しない旨長官に通知する場合は，長官は，初めに述べた当事者が証拠を提出できる期間が長官の指示において指定する日に始まる旨を指示することができる。また，紛争中の全ての当事者にその日を通知する。

(5) 通知，出願若しくはその他の書類を与え，行い又は提出するため特許法若しくは本規則に定める期間が，アイルランドの郵便事業の一般的中断若しくはそれに続いて起こる混乱が生じたため，長官の承認する日に終了する場合は，当該期間は，当該中断若しくは混乱の期間終了の翌日から延長される。

(6) 特許出願が(5)に基づき承認された日又は法第 104 条の適用上除外された日の翌日に提出

される場合は、法第 12 条に定める期間は、承認されない又は除外されない前述の翌日から計算する。

規則 99 出願の回復

- (1) 特許出願が、出願人が長官の定める期限内に伝達に返答することを怠ることにより拒絶される場合は、当該出願人は、出願の回復を長官へ申請することができる。
- (2) (1)に基づく申請は、次の場合は無効とする。
 - (a) 拒絶の決定が通知された日から 2 月以内に申請を行わない場合、及び
 - (b) 所定の手数料を納付しない場合、及び
 - (c) 当該拒絶に導いた懈怠の行為を (a) に指示する 2 月以内に実行しない場合

附則 I 手数料一覧

番号	項目	金額(£)
1	出願時	
	法第 II 部：第 18 条(3)の場合	117.00
	法第 III 部：第 63 条(8)の場合	55.00
2	寄託培養サンプルの分譲を許可する長官の証明書を請求する時：規則 14(6)及び(16)	10.00
3	規則 21(2)に基づく追加手数料	
	最初の月	100.00
	2 月目	150.00
4	優先権主張に必要な先の出願の謄本を提出するために 1 月の期間を延長する申請：規則 22(2)	10.00
5	特許庁に出願した先の出願に関する手数料：規則 22(4)	10.00
6	調査の請求	
	法第 29 条(1)	285.00
	法第 29 条(2)	285.00
7	法第 30 条に基づく証拠の提出：規則 27(2)	68.00
8	規則 27(4)に基づく期間延長の申請 各延長月につき	10.00
9	特許付与手数料	
	法第 II 部に基づく特許出願の場合	51.00
	法第 III 部に基づく特許出願の場合	25.00
10	特許付与手数料の納付時期を延長する申請：規則 29 各月の延長ごとに	15.00
11	特許付与の願書を補正する申請：規則 30	10.00
12	説明，クレーム若しくは図面を補正する許可についての申請：規則 31(3)	25.00
13	出願更新手数料：規則 33	50.00
14	特許更新手数料：規則 34 特許出願が法第 II 部に基づき出願された場合	
	3 年度	54.00
	4 年度	72.00
	5 年度	90.00
	6 年度	106.00
	7 年度	122.00
	8 年度	140.00
	9 年度	154.00
	10 年度	174.00
	11 年度	191.00
	12 年度	209.00
	13 年度	225.00
	14 年度	245.00
	15 年度	264.00
16 年度	281.00	
17 年度	301.00	

	18 年度	322.00
	19 年度	345.00
	20 年度	369.00
	特許出願が法第 111 部に基づき出願された場合	3 年度から 10 年度まで前記に定める更新手数料の半額
15	更新手数料の納付期間の延長申請：法第 35 条(2)及び第 36 条(3)	
	1 月につき	9.00
	2 月につき	9.00
	3 月につき	9.00
	4 月につき	15.00
	5 月につき	15.00
	6 月につき	15.00
16	失効した特許若しくは特許出願の回復申請：規則 35	60.00
17	特許若しくは特許出願の回復に対する異議申立：規則 36	10.00
18	特許若しくは特許出願の回復に関する追加手数料：規則 37	20.00
19	特許明細書を補正する申請：規則 39(1)	50.00
20	特許明細書の補正に対する異議申立の通知：規則 39(3)	20.00
21	特許放棄に対する異議申立の通知：規則 40(3)	40.00
22	長官に対する特許取消の申請：規則 41(1)	100.00
23	実施許諾用意が利用できる旨の登録簿への登録の申請：規則 46	20.00
24	実施許諾用意の条件を設定するための申請：規則 47(1)	200.00
25	登録簿の登録取消のための法第 69 条(1)に基づく特許所有者による申請：規則 48(1)	40.00
26	登録簿の登録取消のための法第 69 条(2)に基づく申請：規則 48(2)	40.00
27	登録簿の登録取消に対する異議申立の通知：規則 49(2)	20.00
28	強制ライセンス若しくは法第 70 条(1)若しくは第 72 条(1)に基づく登録簿の登録の申請：規則 50	250.00
29	法第 73 条(3)に基づく異議申立の通知：規則 52(2)	40.00
30	登録簿の閲覧：規則 56 15 分間若しくはそれ以内	1.50
31	登録簿における名称，国籍，住所若しくは通知送達の住所の変更申請：規則 57 各出願若しくは特許につき	8.00
32	法第 85 条に基づく申請若しくは請求：規則 58(1) 権原の移転が最初の特許若しくは出願の場合と同じである場合の各追加特許若しくは出願	40.00 5.00
33	登録簿における利害関係の登録を取り消す申請：規則 59(1)	5.00
34	登録を修正する法第 86 条(7)に基づく長官への申請：規則 61(1)	40.00

35	規則 62 に基づく長官の証明書の請求	10.00
36	規則 62 に基づき請求された証明書に添付する各書類につき	10.00
37	謄本若しくは抄本の請求：規則 63 1 ページにつき	3.00 0.50
38	情報の請求：規則 64(3) 1 項目につき	5.00
39	書類の閲覧：規則 65(1) 15 分ごと若しくは 15 分以内につき	1.50
40	調査の請求：規則 66(1)	10.00
41	調査実施手数料：規則 66(4) 調査の各見積り時間当たり	75.00
42	審理の申請：規則 68(1)	20.00
43	審理に出席する旨の通知：規則 68(2)	20.00
44	決定の理由の陳述を長官に請求する場合：規則 69(2)	75.00
45	誤謬若しくは錯誤の訂正についての申請：規則 82	5.00
46	アイルランドを指定する欧州特許の明細書若しくは訂正した 明細書の翻訳文の提出：法第 119 条(6)	30.00
47	アイルランドを指定する欧州特許出願のクレームの翻訳文： 法第 120 条(6)	30.00
48	法第 121 条(3)に基づき提出した補正した翻訳文を特許庁が 公表する場合：規則 85	30.00
49	欧州特許出願の変更の請求：規則 86(1)	25.00
50	特許庁へ国際出願する場合の移行手数料：規則 87(1)	60.00
51	国際出願の謄本作成手数料：規則 87(2) 出願を構成する各ページごとに	0.50
52	国際出願の認証謄本の請求：規則 87(6)	20.00
53	規則 98 に基づく期間延長の申請 延長する各月ごとに	25.00
54	特許出願の回復の申請：規則 99(2)	75.00
55	1963 年著作権法第 13 条(7)の適用上特許公報への通達を折り 込む申請	5.00
56	特許庁に出願され、閲覧のため公開する特許出願の複製 必要とする各ページごとに	0.25
57	特許庁において入手できる公告済の他の特許書類の複製で長 官が、適時、特許公報の告知で複製の利用を指示する場合 各ページにつき	0.25
58	登録簿の記載事項の複製 各ページにつき	0.25
59	特許庁において入手可能な公開された特許出願若しくは特許 書類の分類索引の閲覧 15 分ごと若しくは 15 分以内につき	1.50

附則 II 様式

様式 1	特許付与の願書 規則 8
様式 2	発明の陳述及び特許付与に対する権利の陳述 規則 6
様式 3	特許証 規則 32
様式 4	特許更新手数料の納付 規則 34
様式 5	特許代理人の認可 規則 79
様式 6	微生物のサンプルの分譲を許可する長官の証明書の請求 規則 14(6)
様式 7	専門家に限り微生物のサンプルを利用できる旨の長官への通知 規則 14(13)
様式 8	輸出用に微生物のサンプルの分譲を許可する長官の証明書の請求 規則 14(16)

附則 III 廃止規則

年度及び命令番号	名称
1965 年第 268 号	1965 年特許規則
1970 年第 159 号	1970 年(改正)特許規則
1974 年第 20 号	1974 年(改正)特許規則
1976 年第 165 号	1976 年(改正)特許規則
1978 年第 110 号	1978 年(改正)特許規則
1978 年第 241 号	1978 年(改正)(第 2)特許規則
1979 年第 52 号	1979 年(改正)特許規則
1979 年第 300 号	1979 年(改正)(第 2)特許規則
1980 年第 186 号	1980 年(改正)特許規則
1982 年第 199 号	1982 年(改正)特許規則
1983 年第 198 号	1983 年(改正)特許規則
1986 年第 76 号	1986 年(改正)特許規則
1987 年第 213 号	1987 年(改正)特許規則
1987 年第 330 号	1987 年(改正)(第 2)特許規則